

取扱区分：「公開」

令和元年第7回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年7月10日(水) 10時00分

於：周南市役所 2階 周南市シビック交流センター 交流室7

# 令和元年第7回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年7月10日(水) 午前10時04分 ~ 11時04分

2 場 所 周南市役所 2階 周南市シビック交流センター 交流室7

### 3 会議に付した議案

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第25号	農地法第18条の規定による許可申請について	1件
議案第26号	平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検 ・評価(案)の承認について	1件
議案第27号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) の認定について	1件
議案第28号	農業振興地域整備計画の変更	3件
<追加議案>		
議案第29号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件
報告第28号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第29号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	9件
報告第30号	非農地証明について	7件
報告第31号	農地所有適格化法人報告書について	4件

### 4 出席委員

第1番 藤井 孝君	第2番 田中 榮作君
第3番 高橋 恵君	第4番 佐伯 伴章君
第5番 秋貞 啓子君	第6番 徳本 勉君
第7番 山崎 光夫君	第8番 弘中 壽君

第9番 岩田 実 君

第10番 藤原 典子 君

第11番 松田 孝行 君

第12番 林 俊一 君

第13番 竹安 昌巳 君

第14番 歳光 時正 君

第15番 原田 雅之 君

第16番 笠井 保雄 君 (職務代理者)

第17番 西田 孝美 君 (会長)

## 5 関係人

農林課副主任 藤井 敬

## 6 事務局職員

局長 山本 博彦

次長 原田 省二

次長補佐 時重 智一

書記 松原 義孝

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

なお、7月1日の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会にて、承認されました推進委員の委嘱について、追加議案として提出いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時04分 ～ ）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、令和元年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第15番、原田 雅之委員さん、第9番、岩田 実委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第23号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1議案1件を、ご説明いたします。

それでは、1番についてご説明いたします。

申請地は、周南市大字●●●●字●●●●に所在する農地の田、2筆の2、449平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、長期に渡り耕作はしておらず、譲受人は、自宅の近くで以前からこの申請地を耕作しており、この度、話し合いによ

り譲り受けるものです。

次に、取得後の農地は約75アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

4番の佐伯です。

佐伯 伴章委員

現地調査をしたので、報告をします。

譲渡人に確認したところ、長期に渡り耕作を放棄していたので、現在耕作者に譲っても良いと考え、今回姿勢するとのこと。

譲受人は、長期に渡り農地を耕作しており、家からも100メートルと近く、維持は容易で、農作業も夫婦で行なえ息子さんか休みの時は、手伝えるとのこと。

農機具も作業可能な数だけ所有しておられ、農地の維持は可能と思われるので、申請に対して許可しても良いと思われまますので、ご審議よろしく願います。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の議案第23号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案23号は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号1番、2番についてですが、前回の継続審議ということで、一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1議案4件を、ご説明いたします。

まず、1番及び2番は、継続審議の案件で、前回の説明のとおり許可申請の内容や要件、書類については完備されています。

それでは、1番、2番について、ご説明します。

(写真投影)

まず、現地の状況写真です。

写真方向①にて撮影しています。

左側道路奥が、1829番1で、中央部分が1830番2です。

次に、盛土状況、土質状況、写真方向②にて1830番2の奥側の未施工部分を撮影しています。

最後が、周辺の状況写真です。

今回の案件につきましては、違反転用に対する処分についてのご意見が主なものでした。

これについては、農地法第51条第1項において、違反転用に対する処分等の実施が記されています。

この転用も管理監督が不行き届きで、許可なく無断にて転用作業を行っており、これに相当するものと思われる。

こうした状況において、法人代理人の行政書士が5月中旬、窓口にて相談され、農業委員会事務局としても翌日に現地確認を行い、5条転用と始末書を添付するよう指導したところ、行政書士及び法人、譲渡人である土地所有者においても誠実に応対、反省し速やかに、始末書と転用書類を提出しております。

また、申請地は、周辺状況写真のとおり、市街化として住宅及び一部を山で囲まれた、いわゆる取り残された場所で、農地性はあるものの、永年耕作されておらず、これを原状回復させてもあまり意味がない農地であります。

なお、本市において、この個人及び法人における、このような前例はないものの、法令を遵守する立場でもあることから反省を促す意味を含め、継続審議としたものである。

ただし、これらのことや過去の追認処理との整合性や前述のことを考慮すると、許可案件として1829番1も含め、追認許可はやむを得ないと考えます。

なお、幹事会においては、追認として、ご了承を頂いております。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番、弘中です。

弘中 壽委員

再度確認しましたが、概要は、事務局が言われたとおりです。

なお、申請地の状況は、先月と変わっておりません、以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

7月1日に幹事会を開き、事務局が説明しました内容のとおりです。

また、県に確認したところ、工事の初期段階であり、1829番1については、手付かずで置いており、認めざるを得ないのではと思っております。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号3番を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番をご説明いたします。

譲受人は、市内に本店を置く土木建築業を営む法人です。

●●川河川災害復旧工事（第3工区）に伴い、申請地が工事現場に近接しているため、工事期間中一時的に資材置場として利用するものです。

譲渡人は、現在耕作しておらず、一時的な利用について問題ないとのことで、今回の申請になったものです。

(スクリーンでの説明)

申請地は、●●総合支所から南東へ約2キロメートルに位置し、所在は、周南市大字●●●字●●●2296番7、地目は「田」、地積は2,435平方メートルの内、654平方メートルです。

こちらが、地籍図です。

続きまして、土地利用計画図です。

工事資材、仮設事務所、仮設トイレなどを置くものです。

工事資材の種類は、大型ブロック180立米、再生クラッシャーラン91立米、クラッシャーラン7立米、粒度調整砕石5立米、割栗石17立米、大型土嚢45袋、バックホウ2台、ダンプトラック2台です。

最後に申請地の写真です。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律において「農地として利用すべき土地」として指定された区域内の農用地です。

農地区分と転用目的の適合性については、仮設工作物その他の一時的な利用に供するもので、農地法第5条第2項ただし書き、その他政令で定める相当な事由に該当するもの、また、農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものです。

工事現場から近いということで、目的を達成する上で申請地が必要であると認められ、振興計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものとして許可の対象となるものです。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等については、農地の一時転用が農業振興地域整備計画に及ぼす影響について、支障のない旨の確認を受けております。

また、一時転用後、令和2年4月30日で元の状況に戻すという内容の原

状回復誓約書も提出されております。

周辺農地の営農条件への支障については、被害防除計画書が添付されており、雨水は道路側溝への排水です。

その他の許可基準につきましても、すべて満たしており、必要な書類も完備されております。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

14番、歳光です。

歳光 時正委員

議案第24号、農地法第5条の規定による許可申請番号3について、さる7月6日に現地において貸主と会い調査を行いましたので報告を致します。

ただ今の事務局の報告のとおりであります。今回昨年の大雨による●●川河川の災害復旧に株式会社Mが行うことになり、現地に近く資材置き場として654平方メートル、一時利用するものです。

大型ブロック、クラッシャーラン、大型土嚢やバックホウ、トラック等を置く予定で期間約4か月とお聞きしています。

この土地については、前に県営圃場整備を行うときも一時利用がなされ、原状回復がなされた土地で、調査項目に従い調査を行いましたが、問題ないと思います。

よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号の3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

事務局次長

続きまして、議案第24号4番を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

それでは、4番をご説明いたします。

譲受人は、栃木県宇都宮市に本店を置く運送事業ほかを営む法人です。

山口県内への業務依頼が増え、県内の拠点が必要となったため、自社の車両置場などを目的として申請地を購入するものです。

譲渡人は、現在耕作しておらず今後もその予定がないことや、高齢のため草刈り等の管理も困難なことから、今回の申請になったものです。

(スクリーンでの説明)

申請地は、●●総合支所から北東へ約700メートルに位置し、所在は、周南市大字●字●●●19番2、地目は「田」、地積は、2,029平方メートルです。

こちらが、地籍図です。

続きまして、土地利用計画図です。

大型車10台、中型車及び従事者の車両4台、プレハブ事務所、仮設トイレなどを置くものです。

なお、申請地の隣接に登記地目が農地以外の土地が361平方メートルあり、一体利用面積といたしましては、2,390平方メートルとなります。

最後に、申請地の写真です。

(スクリーンでの説明終了)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、概ね300メートル以内に高水駅がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は道路側溝への排水です。

その他の許可基準も、すべて満たしており、必要な書類も完備されております。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番の笠井です。

笠井 保雄委員

第4番について、去る7月1日に現地確認、申請人には、電話にて意思確認しました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明の通りで間違いありません。

申請地は、以前は水稻の栽培を行っていましたが近年、譲渡人は高齢で体力もなく休耕されていますが、年に数回草を刈って農地維持はされていました。

そのため、譲渡先を探しておられました。譲受人は、陸運業を主とする業者さんで、会社は遠隔地にあるため、こちらに来たときの休息、待機する車両置場用地を探していたところ、本物件を知り購入することにしたとのことです。

申請書類にも不備がなく、被害防除計画書に沿って調査しましたが、問題なく、周辺農地に与える影響もなく、以上何ら問題ないと思われま

議長（西田会長）

ご審議の程、よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号の4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第25号「農地法第18条の規定による許可申請について」、1議案1

件を、ご説明いたします。

この18条議案につきましては、総会において、審議された実績が近年ございませんので、その内容につきまして、若干、ご説明させていただきます。

お手もとに配布しております、資料「農地等の賃貸借の解約等の制限」をご覧ください。

この資料は、山口県農林水産部農業振興課で作成しております「農地法関係事務処理要領」の関係箇所を抜粋したものであります。

農地法第18条に農地等の賃貸借の解約等の制限として、規定されております。

まず、1の趣旨についてですが、農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申し入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならないとされています。

次に、2の許可制度についてですが、(1)にその許可の対象となる行為が列挙されており、アからエの4つの行為が対象となります。

今回の事案は、イの解約の申し入れについての申請がされたものであり、賃貸借契約で期間に定めがないものについて、賃貸人、又は、賃借人のいずれか当事者の一方が、一定の猶予期間をおいた後に賃貸借契約を終了させる行為であり、本諮問事案については、賃貸人からの申し入れの申請に対し、許可し・契約終了を認めるか、不許可とし・契約終了を認めないかを審査することになります。

次に、(2)許可の対象とならない行為については、以下のアからキまでの行為ではありますが、通常、ほとんどの農地の賃貸借契約の解約は、このアからキまでの、いずれかに該当し、賃貸借する当事者間で合意解約されているものであります。

今回、事案につきましては、当事者間による話し合いや農業委員会事務局による調整でも合意解約に至らず、アやイによる合意解約が出来れば、会長の許可を必要としないものとして、対応できた訳ですが、今回、やむを得ず、18条申請されたものであります。

続きまして、資料の裏面をご覧ください。3の許可権者については、会長となります。

次に、4の許可申請手続については、所定の事項を記載した申請書を、農業委員会経由で知事に提出することになっております。

次に、5の許可の基準についてですが、以下の(1)から(6)までに掲げるいずれかに該当する場合でなければ、許可してはならないとされております。

今回の事案については、(2)その農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにすることを相当とする場合であり、その農地に転用の具体的な計画があり、転用許可が見込まれ、かつ、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断するものとする。

これらの許可基準により、それぞれの行為に該当すると判断される時は、農地の賃貸借を解除することについて許可・認めることができます。

以上、簡単ではありますが、農地法第18条に関する説明をさせていただきました。

次に、今回の事案について、ご説明いたします。

(写真投影)

まず、現地の位置図、箇所図、そして現況写真です。

申請人は、賃貸人であり、今回、農地の賃貸借について、「解約の申入れ」を申請したものであります。

当該農地は、1筆、地目：田、面積：1,318平方メートルであり、農地の賃貸借契約については、昭和40年12月に、現在の賃貸人の父と賃借人の父との間で、締結されたものです。

賃貸借契約の内容については、昭和41年1月1日から昭和43年12月31日までの3年間とし、その後は同一要件で、期間の定めのない賃貸借契約となっています。

現在、当該農地の賃借人は、田として耕作、利用を続けておりますが、賃借人の耕作地は、これ以外に●●地区に1筆、●●●地区に10筆、合計面積16,737平方メートルです。

次に、今回、賃貸人が周南市農業委員会会長あてに解約申入れを行うに至

った経緯ではありますが、当該農地は、市街化区域内にあり、宅地並みの課税で固定資産税の課税額は、現在の賃料の約8倍となっており、近年、賃貸人の税負担、持ち出し分が増加している状況にあります。

このことから、平成29年11月に、賃貸人は、賃借人を相手方として、本件農地の返還に関連する協議の申し入れを行っている。

こうした経緯から、農業委員会事務局による度重なる調整でも合意解約に至らず、この度、賃貸人が会長あてに解約の申し入れを申請するに至ったものであり、本申請における解約理由としては、当該農地を転用し、市街化区域内の土地区画整理事業実施済み地内でもあることから、宅地分譲は明らかです。また、事業計画もあり計画を実施したいとしているところです。

この宅地分譲を目的とする転用計画について判断しますと、当該農地は、市街化区域内にある農地であり、農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の規定により、法定の書類を添えて、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより、転用が可能な農地であります。

今回の18条申請が許可された場合には、農地転用の届け出が見込まれるものであります。

また、賃貸人からの18条申請には、賃借人に対する離作補償を令和元年11月1日までに支払うことは可能な旨の記述もあるところです。

これを受けて、賃借人から状況を確認しようとしたところ、「1か月以内に意見を述べたい。」との回答がありました。

なお、本件において、市の顧問弁護士に相談したところ、賃借人からの意見も聴く必要があるのではないか、というご意見をいただいております。

説明は、以上です。

議長（西田会長）

許可の可否の判断につきましては、賃借人の意見を踏まえて、次回の総会に改めてお諮りしたいと考えますが、如何でしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、次回総会にてお諮りしたいと思います。

続きまして、議案第26号及び議案第27号を一括して議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ及び5ページ、議案第26号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の承認について」及び、議案第27号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の認定について」ですが、前回総会にて、継続審議となっていました。

改めまして、数値について精査したものを、別紙1、別紙2として提出いたします。誠に申し訳ございませんでした。

また、ご意見を頂きましたことをふまえて、本年度の評価、次年度の計画について、しっかり1年かけて検証・評価し、計画にも反映させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

なお、幹事会においては、ご了承を頂いております。

以上です。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の議案第26号及び議案第27号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号及び議案第27号につきまして、採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号及び議案第27号につきましては、原案のとおり、承認、認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より、県へ報告をお願いいたします。

続きまして、議案第28号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いします。

議案第28号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

令和元年7月10日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が3件でございます。

議長（西田会長）

それでは、この諮問につきましては、農林課の藤井副主任が来ておられますので、先ず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

農林課

農林課の藤井です。

藤井 敬

よろしく申し上げます。

議案第28号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、5月末までに3件の除外の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

申請地は●●地区、目的は植栽です。

本件は、地権者が高齢かつ遠方に居住しており、該当地に植えられている梅の管理も適切に行うことができていないことから、改めて桜等を植栽し、林地として管理したいとのことで、今回の申出となりました。

こちらが該当地の位置図です、該当地は、●●支所から南東に約900メートルのところに位置しております。

こちらが該当地の周辺図です、該当地の589番は、登記地目が田、登記面積が254平方メートルであります。

こちらが該当地の地籍図です、該当地の北側・東側は農地に面しており、南側・西側は山林に面しております。

こちらが該当地の現地写真です、東から西の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

議案第28号農業振興地域整備計画の変更について、番号1の調査を6月30日に会長と私で行いました。

申請者には時間が合わない為、電話で確認を行いました。

現地は、●●地区の圃場整備地から外れた所に在り、現在は梅が植えてあります。

しかし、梅の管理等ができないため、今まで減反により、植樹を行っていましたが、今回整備計画の変更をお願いし山林として桜、モミジを植樹しようとするものであり、問題ないと思われます。

よろしくお願ひし、報告を終わります。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

それでは、2番の除外の案件について説明をいたします。

藤井 敬

申請地は●●●地区、目的は植栽・駐車場・一般倉庫です。

本件は、隣接する●●寺において法事・供養等が行われる際、寺の既存の敷地では駐車場が不足することから、該当地の南側に駐車場を整備するとともに該当地の北側については、高低差のため周辺との一体的な利用が困難な土地であり、他に耕作者も見込まれないことから、サツキ等を植栽し、林地として適切に管理したいとのことで、今回の申出となりました。

なお、該当地に整備されている農業用倉庫については、農地に隣接するものではなくること、また、駐車場を管理するための用具を収納する必要があることから、今後は一般倉庫として活用を図る計画となっております。

こちらが該当地の位置図です、該当地は、●●支所から南西に約250メートルのところに位置しております。

こちらが該当地の周辺図です、該当地の1292番は、登記地目が田、登記面積が1,322平方メートルであります。

こちらが該当地の分間図です、該当地1292番の西側から北側にかけては山林に面しており、東側から南側にかけては農地に面しております。

こちらが該当地の現地写真で、北側の部分を南から北の方向へ撮った写真です。

こちらが2枚目の現地写真で、南側の部分を南から北の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議お願いいたします。

引き続き、3番につきましても、説明をお願いいたします。

それでは、3番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

申請地は●●●地区、目的は駐車場・植栽・住宅進入路・一般倉庫です。

本件の1293番1については、先ほどの2件目の除外案件と同様、隣接する●●寺の駐車場として整備し、1293番8については、一部を住宅進入路として利用するとともに、住宅進入路への崩落を防ぐため、法面にサツキ等を植栽したいとのことで、今回の申出となりました。

本件についても、該当地に整備されている農業用倉庫については、農地に隣接するものではなくること、また、駐車場等を管理するための用具を収納する必要があることから、今後は一般倉庫として活用を図る計画となっております。

なお、本件の住宅進入路部分については、既に事業に着手しており、無断転用にあたりますので、今後は農地法及び農業振興地域の整備に関する法律を遵守する旨の始末書が令和元年5月17日付で提出されております。

こちらが該当地の位置図です、該当地は、●●支所から南西に約250メー

議長（西田会長）  
農林課  
藤井 敬

トルのところに位置しております。

こちらが該当地の周辺図です、該当地の1293番1は登記地目が田、登記面積が963平方メートル、1293番8は登記地目が田、登記面積が524平方メートルであります。

こちらが該当地の分間図です、該当地の西側から北側にかけては農地に面しており、東側は宅地、南側は境内地に面しております。

こちらが該当地の現地写真で、1293番1を南西から北東の方向へ撮った写真です。

こちらが2枚目の現地写真で、1293番8を南西から北東の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見をお願いいたします。

第5番

5番秋貞が、議案第28号2番、3番について、ご説明いたします。

秋貞 啓子委員

7月6日、現地調査を行い、申請者にも意思確認を行いました。

現地は、先程の2番に隣接し、申出者の自宅にも隣接する農地で、以前は1筆の農地でしたが、この度、963平方メートルはお寺の駐車場として利用するため、残りの524平方メートルを自宅の敷地として利用するために分筆後申請をされたものです。

お寺の駐車場として利用する部分は、先ほどの2番と同じ理由です。

自宅敷地として利用する部分については、その一部が昭和49年頃から車両進入路、及び倉庫敷地として利用されており、このことについては深く反省されています。

残りは法面となっておりますが、元々現地は2段の田となっており、その境目の段差となっていた部分なのですが、こういった部分については非農地とはならないため、今回の農用地除外をされた後、転用の許可申請を提出される予定

です。

また、法面部分には先ほど農林課から説明があったとおり、木を植えて管理されるそうです。

周辺農地への影響もなく、今後の利用について、問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の議案第28号2番及び3番の案件につきまして、質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第28号3番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、追加議案第29号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、追加議案書をお願いいたします。

議案第29号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を、ご説明いたします。

事務局長

第20区の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、周南市農業委員会では、令和元年6月1日から、6月28日の概ね1ヶ月間の公募を行いました。

その結果、7月1日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を設置し、候補者の選考を行ったところです。

これにより、農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会に関

する法律第17条第1項で、農業委員会が委嘱する規定となっておりますことから、ご承認についてお諮りするものです。

推進委員の氏名等につきましては、掲載のとおりで、委嘱期間は、令和元年7月10日から令和2年7月23日までの任期となります。

なお、ご承認頂ければ、本日午後2時より、共用会議室Bにおいて、委嘱状交付式を執り行う予定にしております。

以上でございます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の議案29号の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号につきまして、採決を行います。

承認とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第29号は承認することに決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第28号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いします。

報告第28号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします

議長（西田会長）

説明が終わりました。以上で報告第28号を終わります。

続きまして、報告第29号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページ、9ページをお願いします。

報告第29号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は9件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。以上で報告第29号を終わります。

続きまして、報告第30号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

報告第30号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は7件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の12ページをお願いします。

報告第31号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は4件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第31号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第7回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時04分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年7月10日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 原 田 雅 之

委 員 岩 田 実